



返済不要！

✿中学校入学準備金✿



茨木市では、令和6年4月に中学校入学予定のお子さまの保護者に、
「中学校入学準備金」としておひとりにつき、
63,000 円を支給します（所得審査あり）。

（現在、就学援助を受けている人は申請不要）

受付期間	令和6年2月29日(木)まで受付中 ◇◆ お早めの申請をお勧めします！ ◆◇	
申請方法	就学援助※の申請書を お子さまが通っている小学校 に提出してください。 ※ <small>しゅうがくえんじょ</small> 就学援助とは 学校生活に必要な費用（学用品費や給食費など）の一部を支給します。 「中学校入学準備金」もその一つです。 認定になった場合、 <u>申請書を提出した月から援助費を支給します。</u>	
申請書の入手方法	<ul style="list-style-type: none">・「茨木市 就学援助」で検索、または右記のQRコードからダウンロード・小学校から受け取る。・学務課窓口で受け取る。	
支給対象	<p>①、②の両方にあてはまる人（ただし生活保護世帯、里親世帯は対象外です。）</p> <p>① 茨木市立小学校に在籍する小学6年生の児童(新中学校1年生)の保護者 (令和6年2月1日時点)</p> <p>② 就学援助を受けている人、または令和6年2月29日までに申請し、認定となった人（認定基準は裏面「所得基準額」をご覧ください。）</p>	

基準額を超える場合でも、保護者の失業・離婚・死亡等により、現在の収入が著しく減少している場合は学務課にご相談ください。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

茨木市教育委員会 教育総務部 学務課 学事係 （市役所南館6階）

住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：(072)-620-1684（直通）

Eメール：gakumu@city.ibaraki.lg.jp



所得基準額

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円
6人～	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円をプラス	

- 世帯全員の所得を合わせて審査します。
- 給与所得または公的年金等所得がある人は、総所得金額から上限10万円を差し引いた額を所得金額とします。
- 世帯の中で所得額が不明な人がいる場合、所得の申告をお願いすることがあります。

添付書類について

< 「借家世帯の所得基準額」での審査を希望する場合 >

- 賃貸借契約書の写し ※重要事項説明書は不可

※添付書類の提出がない場合や、家賃等の負担がわからない場合等は、「持家世帯の所得基準額」での審査となります。

※借家に住まれていても、「持家世帯の所得基準額」での審査を希望される場合は、添付書類の提出は不要です。

< 令和5年1月2日以降に茨木市外から転入した人 >

- 転入前にお住まいだった市町村が発行する令和4年1月～令和4年12月の所得額が記載された令和5年度課税通知書（納税通知書）または、令和5年度所得証明書の提出が必要です。（写し可）
※所得証明書の場合は、①所得額、②課税・非課税の区分の2点が記載されているかを確認してください。

※令和5年1月1日時点で茨木市に住民票があった人は、所得に関する証明書の提出は不要です。

支給時期について

- 令和6年3月下旬（申請書に記入した金融機関口座に振り込みます。）
※2月中に申請した場合は、支給は4月以降となります。

注意事項

- 審査中もしくは認定後に、転居されたり、家族構成や口座などに変更があった場合は、学務課までご連絡ください。

「中学校入学準備金」を受けた人も、令和6年度に就学援助の支給を希望する場合は、中学校に入学後、再度申請が必要です。

就学援助のお知らせと申請書は入学後に学校から配布します。

